

【来庁者専用】庁舎内託児室 ご利用案内

浦安市健康こども部こども課

(1) 開所時間 平日 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

(2) 対 象 浦安市役所、健康センター（健康増進課・母子保健課・こども家庭支援センター）に以下の用務がある保護者のお子さん

（概ね生後3カ月以降から就学前までのお子さん）

以下の①・②に該当する方のみ利用できます。

- ① 浦安市役所・健康センターに各種届出や申請の用務がある保護者
- ② 浦安市役所・健康センターで実施する相談窓口で用務がある保護者



（注意）利用対象外の用務

- ・中央図書館利用者
- ・中央武道館利用者
- ・文化会館のイベント、講演会、会議等の参加者

(3) 利用制限 以下の場合は利用をお断りする場合があります。

- お子さんが重症の怪我を負っている場合
- 病児・病後児の場合（検温時に37.5℃以上ある場合も含む）
- 緊急時、災害時の場合
- 利用可能人数を超えている場合

(4) その他

- 投薬、食事（おやつも含む）の提供は行いません。
- 授乳やおむつの交換は、お子さんを預ける前に済ませてください。



受付の流れ



I. 利用説明

利用案内時に利用理由、お子さんの健康状態の聞き取り、検温をします。



II. 利用申込書の記入、本人確認書類の提示

利用申込書の記入と**本人確認書類を確認**させていただきます。



※本人確認書類（代表的なもの）

マイナンバーカード（通知カード含む）、住民基本台帳カード
運転免許証、健康保険証、国民健康保険証、母子健康手帳
旅券（パスポート） など



III. 託児時間の目安を記入した「利用承認カード」を交付

利用承認カードに、用務先の所属で必ず受付印をもらってください。

〈例〉

千葉県浦安市 28.5 ^印 30 交付 浦青第 号	千葉県浦安市 28.5.30 浦青第 号
千葉県浦安市 28.5.30 浦青第 号	印

用務先で受付印を必ず
押してもらいます

— お子さんのお預かり —



IV. お子さんのお迎え、「利用承認カード」を回収

本人確認書類を再度確認します。（誘拐等を未然に防止するため）



— お子さんの引き渡し —

